

市街地循環バス実証運行業務委託 公募型プロポーザルに関する質問及び回答

令和3年4月30日現在 【最終版】

No.	質問内容	回答内容
1	仕様書別紙1の停留所数に、「既存路線バス停留所との重複箇所複数あり」との表記があります。バス停名（既設）の箇所は、既存バス事業者のバス停を共用するのでしょうか。また既存バス事業者に対し、共用させてもらえるかどうかの協議は、受託者が行うのでしょうか。	バス停名（既設）の箇所については、バス停の乱立を避けるため、可能な限り既存バス事業者の停留所を共用したいと考えています。また、共用可否に係る協議については、原則発注者にて行いますが、受託者の立場で協議への同席などをお願いする場合があります。
2	仕様書別紙1に記載された運行時間帯について、「概ね9時台～16時台」となっております。館山駅での乗り継ぎ時間などを考慮し、最終バスは館山駅を15時台に発車し、16時台に運行時間帯を跨ぐような考え（館山駅到着は16時台）でもよろしいでしょうか。	仕様書に定めた運行便数を満たしていれば、左記のような運行ダイヤで（16時台に館山駅に到着し、運行終了）問題ないと考えています。
3	仕様書別紙2について、新規停留所案に記載されたバス停設置予定箇所の施設所有者や近隣住民等との調整は受託者が行うのでしょうか。	バス停設置に関する施設所有者や近隣住民等への説明・調整は原則発注者にて行いますが、バス停付近の安全対策を講じる必要がある場合など、受託者の立場で協議への同席や対応策の検討をお願いすることがあります。
4	実施要領p.4の提出書類の任意様式には、写真や画像を使用してもよいでしょうか。	問題ありません。
5	業務実績の「直近10か年で最大5件」の記載について、「1社で5件」となるのか（例えば、2社共同の場合は10件）、共同申請会社も含め、合計5件となるのでしょうか。	業務実績については、各参加事業者が有する実績を合計し、5件までを記載願います。（共同申請の場合でも、1団体からの応募として取り扱います）
6	本プロポーザルには、2以上の者が共同で参加申請する場合、提出書類は連名で一つを作成すればよろしいでしょうか。	2社以上が共同で申請される場合、提出書類は連名で一つのものを作成願います。